

# 第26回参議院議員通常選挙における 宿泊療養者の特例郵便等投票について

宿泊療養施設に入所されている方を対象に、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、郵便等を用いて投票する制度（特例郵便等投票）が創設されています。7月10日投票日の第26回参議院議員通常選挙での投票を希望される方は、次の方法で投票することができます。

## 1 投票方法

特例郵便等投票…郵便等を利用した投票です。

## 2 投票できる期間

令和4年6月23日（木）～7月9日（土）

※選挙管理委員会への郵送日数を考慮し、早めに郵送してください。

※7月6日（水）までに、「投票用紙等の請求書」の提出が必要です。

## 3 投票する場所

宿泊療養施設の自室内

## 4 投票手続

### ステップ1（投票用紙請求の事前連絡）

洲本市選挙管理委員会（洲本市の選挙人名簿に登録されている必要があります）あてに、特例郵便等投票制度を利用したい旨を電話連絡してください。宿泊療養施設あてに「投票用紙の請求書等」を送付します。

### ステップ2（投票用紙等の請求）

選挙管理委員会から送付された「投票用紙等の請求書」を施設スタッフから受け取り、

- ① 請求書に必要事項を記載し、
- ② 保健所等から交付された外出自粛等要請通知書（又は就業制限通知書）を添付し、  
（添付できない場合は、保健所等から文書が交付されていない、文書が自宅等にあり所持していないなど、その理由を請求書に付記してください）
- ③ これらを送致用封筒に封入して、さらにファスナー付きの透明ケース等に封入してください。
- ④ 施設スタッフにお渡しください。施設スタッフが郵送手続きをします。  
（洲本市選挙管理委員会に7月6日（水）必着）

### ステップ3（特例郵便等投票（投票用紙への記入・郵送））

選挙管理委員会から送付された「投票用紙等」を施設スタッフから受け取り、

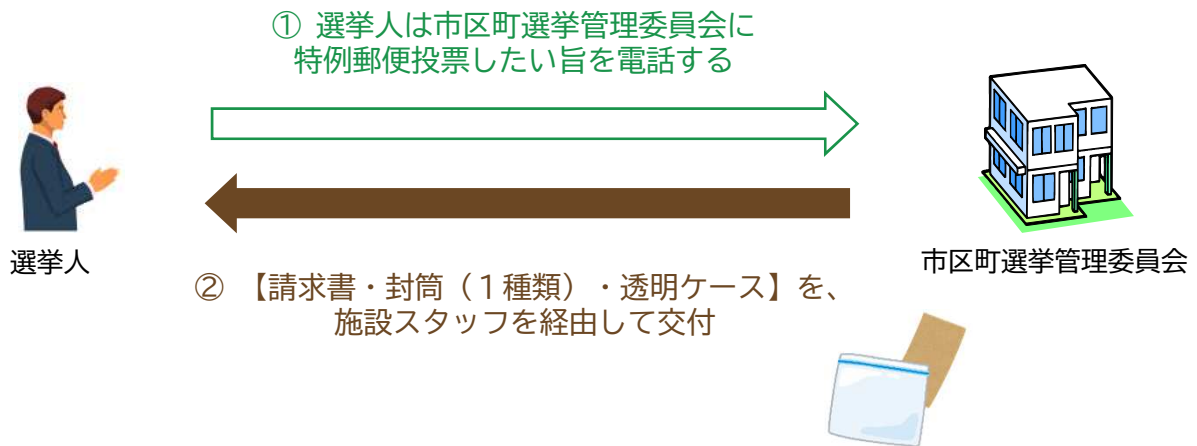
- ① 投票用紙に、投票したい立候補者の氏名を記入し、
- ② 投票用紙を内封筒に入れて封をし、
- ③ 内封筒を外封筒に入れて封をしてから、表面に投票を記載した年月日及び記載場所（例：宿泊療養施設）を記入し、氏名欄に署名をしてください。
- ④ 外封筒を送致用封筒（茶色）に封入し、さらにファスナー付きの透明ケース等に封入してください。
- ⑤ 施設スタッフにお渡しください。施設スタッフが郵送手続きをします。

## 5 投票に当たっての注意事項

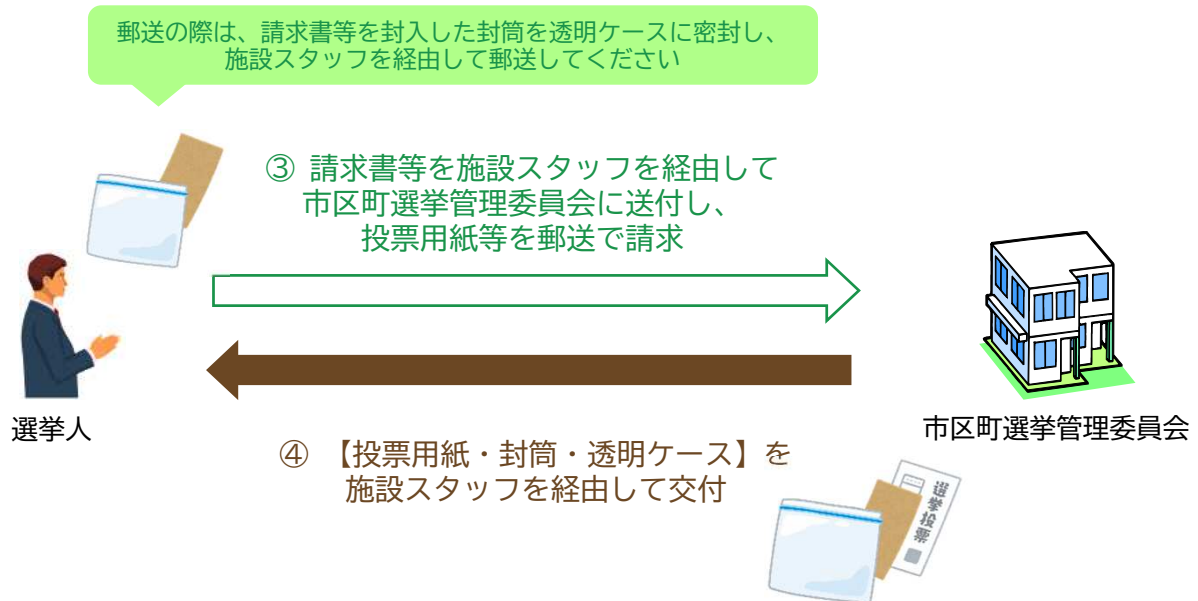
- （1）感染拡大防止のため、投票用紙への記入等をしていただく際は、手指を消毒し、マスク、手袋を着用していただくようお願いします。
- （2）特例郵便等投票制度は、郵便等を利用しますので、一連の手続きに5日程度かかることが予想されます。本制度による投票を希望される場合は、ステップ1の**事前連絡を早め**に行ってください。
- （3）宿泊療養施設の入所中に一連の手続きを完了していただくようお願いします。投票用紙等の請求後に施設を退所された場合、送られた投票用紙等を返還していただかないと、投票所や期日前投票所での投票ができません。したがって、退所間近の方は、特例郵便等投票の請求は行わず、退所後に、投票日の投票や期日前投票を利用されることをお勧めします。
- （4）特例郵便等投票の郵送にかかる経費は、療養者にご負担いただくことはありません。
- （5）ご不明なことは、洲本市選挙管理委員会にお問い合わせください。

## 【参考：特例郵便等投票のイメージ】

### ステップ1（投票用紙請求の事前連絡）



### ステップ2（投票用紙等の請求）



### ステップ3（特例郵便等投票（投票用紙への記入・郵送））

